

# 李承晩の政治体制・民意・政党認識とその限界

— 自由民主主義の観点から —

高 城 建 人

## 1. はじめに

本研究は、韓国の初代大統領である李承晩（1875-1965）の民主主義思想に関する研究である。具体的には彼が『独立精神』という著書を書いた1904年から韓国の大統領に就任する1948年までの約50年間の李承晩の民主主義思想について、政治体制・民意・政党認識を中心に分析し、今日の自由民主主義の観点から見てその限界はなにで彼の考えは大統領就任後、実際の政策とどう繋がったのかについて述べることにする。

## 2. 先行研究分析と問題の提起

### 2-1 先行研究の状況と問題点

李承晩の民主主義思想を含めた政治思想を分析した先行研究としては、青年期の李承晩の政治思想を分析したコ・ジョンヒュ（1986）、ハ・ユシク（2000）、キム・ジヘ（2005）、オ・ヨンダル（2008）、チョン・スンヒョン、カン・ジョンイン（2012）、チョ・メンギ（2014）と大統領就任前後の彼の政治思想を分析したチョン・ジェホ、ヤン・スンテ（2002）、イ・テクソン（2015）の研究、彼の全生涯の思想を通時的に分析したイ・シヒョン（1995）、キム・ハンギョ（2005）、ユ・ヨンイク（2010）、カン・ヨンスン（2015）、キム・ハクジェ（2013）、チョン・スンヒョン（2017）などが挙げられる。これらの先行研究を通じて李承晩の政治思想は、西洋の啓蒙主義や天賦人権思想、共和主義などの西洋政治思想やキリスト教の要素を青年期から持ち続けていたこと、西洋の政治制度のなかでも特にアメリカの大統領制を愛好していたことと民意を重視していたこと、それとは反対に政党に対して否定的に認識していたこと、そして彼の政治思想（特に政治体制認識、平等観、教育観）は彼独特のものではなく、金玉均（1851-1895）や兪吉濬（1856-1914）朴永孝（1861-1939）、徐載弼（1864-1951）など、先人の啓蒙思想家の考えを踏襲したことが明らかになった。

しかし、筆者が把握する限り、従来の先行研究においては以下の問題点がある。

まず、李承晩の民主主義思想の特徴の紹介に留まり、彼の思想に内在する問題点はなにかという分析が欠如しているという問題である。例えばユ・ヨンイクとキム・ハンギョの研究では彼が

反共主義、民主主義思想と教育重視、平等志向などを一貫して持っており、それが後の大韓民国建国の際に重要な役割を果たしたとして肯定的な側面のみを論じている。

先述した先行研究においても共和主義（チョ・メンギ、イ・テクソン）や国権論・民権論・政体認識（ハ・ユシク、キム・ハクジェ）、反共主義・民族主義・民主主義（イ・シヒョン、カン・ヨンスン）自由主義（ヤン・スンテ、チョン・ジェホ、チョン・スンヒョン）など個別の思想の紹介と分析及び同思想と西洋政治思想との関係のみを分析しているのみであり、彼の政治思想に内在する問題点は何でそれが大統領就任後に彼が行った行動とどう繋がるのかについての研究は行われていない。

次に彼の政治体制認識と当時の各国の実際の政治との関係を分析していないことである。例えば1904年の『独立精神』においては後述するように、世界の政治体制を専制政治と立憲君主政治、民主政治に分け、世界のいくつかの国々をそのいずれかの政治体制に分けたが、同著が書かれた1904年の各国の政治体制はいかなるもので、彼の政治体制認識はどれほど正しかったのかについて分析していない。

## 2-2 仮説提示・仮説の検証資料

先行研究の問題点を踏まえて筆者は、彼の政治思想は、大統領制へのこだわりのために同制度に内在する問題点を軽視したこと、少数派の自由や権利保護を軽視したことや、与党以外のすべての政黨や政治団体を私利私欲のために動く派党だとして否定的に認識し、自由民主主義にとって必要不可欠な自立した中間団体の存在を看過するという限界を内在しており、彼の考えは大統領就任後に彼が行った野党弾圧と上からのコーポラティズム政治、政府と議会の対立に伴う国政運営の混乱へと繋がったのではないかとという仮説を提示する。その仮説を検証するために活用する資料としては、彼が青年期に書いた『独立精神』（1904）や『獄中雜記』（1905）、独立運動活動期に米国で出版した『日本その仮面の実体』（1940）などの著書に加え、李承晩の談話や演説が載っている新聞記事などを通じて李承晩の政治思想を分析することにする。

なお、本稿を展開する前に留意していただきたいものとして以下の2点がある。

まず、本稿で述べる李承晩の民主主義思想の限界というのはあくまで今日の自由民主主義の観点で見た場合である。周知のように、かつてソ連など共産主義諸国が取っていた人民民主主義や今日話題になっているポピュリズムなど、民主主義思想は決して一枚岩ではない。李承晩の民主主義思想は自由民主主義の観点からは問題点があったかもしれないが、違う民主主義思想の観点に立てば、問題ないという指摘も成り立つ。しかし、自由民主主義それ自体に対するいくつかの批判はあるものの、冷戦終了後、自由民主主義の問題点を完全に補完しうる思想は未だ登場しておらず、自由民主主義は今日の西側諸国において半ば自明のものと認識されている。韓国においても1988年以降、自由民主主義体制の樹立を正式に宣言し、自由民主主義に向けての様々な改革を実施している。したがって本稿では、1988年以降韓国が正式に移行した今日の自由民主主義の観点から見て李承晩の民主主義思想の特徴は何でその限界は何かを問いとし、自由民主主義

の自明性それ自体は論じないことにする。

次に本稿で李承晩の民主主義思想を論じる際に彼の思想と韓国の伝統的な政治文化や歴史的伝統の特徴及びそれらと李承晩の民主主義思想との因果関係は触れないことにする。確かに同じ自由民主主義を採用している国でも各国によって伝統的な政治文化と政治発展の特徴は違うし、各国の政治の特徴はそうした政治文化などから大きな影響を受けている。しかし、本稿では①政治文化や伝統的な韓国の歴史の特徴を入れることで論点がより複雑になること②紙幅の制限などにより、韓国の伝統的な政治文化と政治発展の特徴及び他国との比較は触れないことにして彼の民主主義思想の特徴と限界にのみ焦点をあわせたいと考える。

### 3. 研究の意義

李承晩は韓国初代大統領であり、かつ今日の韓国政治に大きな影響を及ぼした人物である。その代表例が強力な大統領制と個人中心政党制である。韓国の大統領は、法案提出権を持つと同時に国会の承認なしに閣僚を指名し任命できる点で米国大統領に比べて政府内で強力な権限を持つ。政党を見ても米国の大統領は政党の代表ではなく与党内の党議拘束も弱いのが、韓国の大統領は政党の事実上の代表で党議拘束も強いのも主な違いだ。韓国では行政府と政党内での権限を利用した大統領の密室政治による不正が頻繁に行われている。

このような強力な大統領制と個人中心政党制は、李承晩政権から引き継いでいる。李承晩は、憲法改正を通じて大統領の権限を広げると同時に議会の権限を弱めていく。政党に関しても李承晩自身こそが民意を代弁するものだと主張し、彼を中心とした政党を結党した。これらの展開は、民意の代弁者である自らの権限を強化するという一種の民主主義的思想に基づくものであった。したがって彼の思想形成が行われた青年期、壮年期の政治思想の特徴そしてその問題点などを解明することで現代韓国政治の諸特徴の起源を探ることができる。

### 4. 文章構成

本稿は、李承晩の民主主義思想の特徴とその限界はなにかを問いとする。その問いを検証するために5章では、李承晩が大統領に就任する以前（1948年以前）の彼の経歴について述べる。6章では彼の民主主義思想の核心である政治体制認識と民意、政党認識に分けて同思想における問題点及び大統領就任後、彼が実際に行った政策との関係について述べる。おわりにではこれまでの内容を簡単にまとめたいと考える。

### 5. 李承晩の経歴

李承晩の政治思想の内容に入る前にここでは彼の経歴を簡単に紹介することにする。

李承晩は、19世紀から20世紀にかけて活躍した韓国の啓蒙思想家、独立運動家、政治家である。朝鮮王朝の王族の末裔である彼は、20歳まで儒学を学んできた。

彼が本格的に西洋の学問を学んだのは、20歳になってからである。宣教師であるヘンリー・アペンジェラー（1858-1902）が運営していた培材学堂に入学すると同校で西洋学問を学ぶと同時にキリスト教を通じてある李商在（1850-1927）や徐載弼（1864-1951）、尹致昊（1865-1945）などの知識人、啓蒙思想家と知り合うようになる。

彼が本格的に活動を行っていくのは啓蒙団体である協成会を組織したあとである。その後、徐載弼が設立した政治団体である独立協会に参加して頭角を現すようになる。独立協会が政治活動を行う傍ら協成会の機関紙である『協成会会報』や『毎日新聞』、『帝国新聞』などの新聞の設立と運営にも関わると同時にそれらの新聞で論説を書くなど言論活動にも関わっていくようになる。

高宗（1852-1919、在位 1863-1907）の命令によって独立協会と同団体が主催する万民共同會が解散されたあとも当時の人々に対する啓蒙活動を積極的に行うようになる。しかし、こうした彼の活動は高宗の機嫌を損なわせることになり、朴泳孝（1861-1939）の内乱陰謀に関わったという罪で1899年から1904年まで監獄に収監される。彼の主著である『独立精神』や『獄中雑記』などが書かれたのも李承晩が監獄に収監された時期である。

その後高宗によって許され、朝鮮の独立保全の外交交渉を行う密使として米国に渡って当時の大統領であったセオドア・ルーズベルト（1858-1919、在任 1901-1909）と謁見するが使命を果たすことはできず、そのままアメリカに残って学業を行うようになる。ジョージ・ワシントン大学で学士を取った後ハーバード大学で修士号を取り、1910年にプリンストン大学で博士号を取得する。

博士号を取得したあと帰国したが、1910年に韓国が日本の植民地になったあと1912年に再び渡米し、1945年に帰国するまでハワイを中心に外交を中心とした独立活動を行うようになる。また、大韓民国臨時政府（1919-1945）の大統領を1925年に弾劾されるまで務める。欧米外交委員会などを通じて広報活動を軸とする独立運動を行う。さらに日本の植民地末期である1941年には日本の侵略野望を明かした『日本その仮面の実体』という著書を書いて米国の注目を集めるようになる。

日本の植民地から解放された1945年には韓国に帰国し、米ソ中英による信託統治反対や朝鮮半島南部の単独選挙と政府樹立の活動を行い、1948年に大韓民国が建国されると初代大統領の就任し、1960年までの約12年間大統領の地位を務めるようになる。

## 6. 青年期から建国期までにおける李承晩の政治思想

### 6-1 李承晩の政治体制観

民主主義に関する彼の考えが本格的に現れたのは、彼が青年時代に執筆した『独立精神』とい

う著書においてである。1904年に執筆された同著は当時の国際情勢及び民主主義などについて書かれており、青年時代の彼の思想を探るうえできわめて重要な手掛かりと書物である。

同著において彼は君主が政治を勝手に行う専制政治と君主の権力行使を制限する憲法政治（立憲君主政治）、人々が指導者を選出する民主政治の3つに分けている。彼は民主政治においては、世襲ではなく、優れた人を人々が選ぶ政治であるので公平であり、3つの政治のなかで民主政治が一番いい政治体制であるとする<sup>1)</sup>。しかし、それと同時に政治制度の成敗はその国の百姓の水準にかかっているとし、性急な民主制度の導入には懸念を表明し、現状では漸進的な変化が望ましいとしている<sup>2)</sup>。

それでは、彼が考えた民主政と立憲君主政との違いはなにであるだろうか。従来の先行研究もでは李承晩が民主政治と憲法政治を分ける方法としては、君主の有無と政治指導者の選出の仕方であったとする。『独立精神』の内容を踏まえると筆者は、こうした先行研究の指摘は正しいと考える。それを証明するものとして例えば李承晩は民主政治を次のように説明している。

民主政治というのは、百姓が主張する政治という意味である。国の最高指導者は君主ではなく、大統領と言ひ、全国の百姓たちが推薦し、支持してその位置に立て、ちゃんと節分を立て、任期を4~5年、もしくは8~9年と定め、任期が終わると再選させたり、新しい人を選出したりする<sup>3)</sup>。

ここで今日興味深いことは、大統領制を民主政治とおなじだとみなしたことである。人々が政治指導者を選ぶ政治体制は、大統領制だけでなく、議院内閣制にも当てはまることであるが、『独立精神』においては、議院内閣制や首相についての説明はなされていない。この事実を照らしてみると、李承晩は、次のことを考えたと思われる。議会の多数派が政権を取る議院内閣制とそうではないその他の内閣制度との違いについて明確な認識を持っておらず、立憲君主制を採用する国はすべて同じ内閣制だとみなしたことである。彼は著書で、憲法政治（立憲君主政治）を取っている国をイギリス、ドイツ、日本だとし<sup>4)</sup>、民主政治を取っている国はアメリカとフランスであるとしたが<sup>5)</sup>、この点を踏まえると君主の有無が立憲君主政治と民主政治を分ける彼の基準であったと考える。また、同じ立憲君主政といっても君主の権限が弱く議会の多数党が内閣を組閣するイギリスと議会の多数党ではなく、君主の権限が強く君主の大命により、首相が選ばれるドイツと日本とは違っていたわけであるが、李承晩の著書ではそういった点は全く触れられていない。また、李承晩はフランスを大統領制だと区分しているが、同著が著述された1904年当時のフランス第3共和政（1870-1940）は、大統領は存在していたものの、実権はもっておらず、あくまで象徴的な存在であり、国政運営の権限は首相が担っていた。フランスで大統領が実際に権力を握るのは、シャルル・ドゴール（1890-1970）が政権を獲得し、憲法を改正した1958年以降（フランス第5共和政）である。大統領が存在するものの、首相が実権を握っている点で米国の政治制度とは異なっており、政治制度面においてはむしろ議院内閣制に近いが、李承晩は

その点を看過している<sup>6)</sup>。これらの点を踏まえると李承晩は、憲法政治と民主政治の区別は君主と大統領の存在で分けたのではないかと考える。

彼は、民主政治は人々が直接指導者を直接選ぶので、当然政治は安定されると述べている。例えば彼は、次のように述べている。

堯舜時代には王位を息子に譲らずに優れた指導者を選んでその座につかせ、すべての百姓が優れていると考えている人を官吏に選び、罪人についてもすべての人が罪を犯したと判断した後に処刑したので、まっとうに公平で正しい制度だと言える。堯舜のような時代を古い書籍を通じて知ったのであるが、今日そのような政治があるとは予想でもしたのだろうか。3つの政治体制の中で民主政治が一番優れた政治であると言える<sup>7)</sup>。

ここで注目すべきことは大統領制をかつての堯舜時代の政治と関連付けたことである。堯舜時代の話は儒教の経典である五経のひとつである『礼記』から出た話である。『礼記』の礼運篇においては、「大道の政治が行われていた時は、君主は天下を私物化したりせず公のものとし賢者を選んで能力あるものを登用し、信を講じて、仲よく円満になるように修めた。しかし、今では大道は既に廃れて、天下を自分の所有として子孫に世襲させるようになった」とする<sup>8)</sup>。かつての先王の政治を理想とし、その理想への復古を目指すのが儒教の特徴であるが、李承晩はその理想の政治が現在のフランスや米国で行われている民主制にあるとしているのである。

しかし、彼の言説においてはいくつかの誤りがある。実際の堯舜時代で標榜されたのは民のための政治という概念であり、民主主義の原則である主権在民の概念までは含んでいない。また同著は、大統領制と堯舜時代を関連付けて堯舜時代においては民が優れた指導者だと考える指導者を直接選んでいるように描写しているが、実際は国王が優れていると自身が考えている人物に王位を譲っただけであり、選挙などを通じて民が直接選んだわけではなかった。

この記述に照らしてみると、青年期の李承晩は、民主主義という概念について、次のことを考えたと思われる。民が政治の根本であり、民のための政治を行うべきであるという儒教的民本主義の考えを民主主義と結びつけたこと。それと同時に、堯舜時代の事例を民主主義と関係付けることにより、儒教の王道政治と民主主義とを関連づけたことである。

同様の記述を照らしてみると彼は、人々が政治指導者を直接選ぶ政治を民主政治でそれは大統領制だとみなしたのではないかと考える。

大統領制への好みは、植民地時代から解放後にかけて続くようになる。例えば3・1独立運動が発生して約1か月後である1919年4月にフィラデルフィア大韓人総代表大会が開かれる。李承晩を中心とする多くの在米韓国人が参加した同大会においては、独立後の方針を定めた決議案が出されている。同決議案においては、独立後に大統領を置くことが盛り込まれている<sup>9)</sup>。また、1919年の3・1独立運動の後に上海で大韓民国臨時政府が樹立され、彼は同組織における最高指導者に選出されたが、彼は大統領という名称にこだわり続け、1925年に解任されるまで大統領

の呼称を保ち続ける。大統領制に対する彼のこだわりは、1948年の憲法制定時まで続くが、それは大統領制こそが真の民主政治だという青年時代から続く彼の長年の認識によるものではないかと考える。

大統領制を選好した反面、議院内閣制について李承晩は否定的な態度を取っている。青年期や壮年期においては特に目立った反対は見られないが、韓国が独立と憲法制定に向けて準備が進められる1948年から記者会見などで彼は議院内閣制について反対する姿勢を取り続ける。例えば1948年6月7日の記者会見においては次のように述べている。

現在起草中である憲法の内閣制は、国務総理をおく責任内閣制になっているが、私個人としては、米国の三権分立大統領の責任内閣制に賛成する。現在のイギリスや日本で行われている制度は責任内閣制と言えるが、イギリスや日本では君主政体が根深い国であるだけでなく、いきなり王の制度をなくせない関係でそういった君主国の制度を使用するわけであるが、わが国ではそういった制度や観念はすでになくなり、40年前に民主政体を樹立することを世界に公表した以上、われわれは民主政体としての民主政治を実現すべきである。大統領を国王のように神聖不可侵の立場に据え置き、首相がすべての仕事に責任を負うことは非民主的である。そのようにすれば、ヒトラー、ムッソリーニ、スターリンのような独裁政治になるおそれがあるので、私は賛成できない。民衆が大統領を選出した以上、仕事をうまくこなせようがうまくこなせないようが大統領が責任を持って仕事をこなすべきである<sup>10)</sup>。

ここで彼は大統領を国王のように神聖不可侵の立場に据え置き、首相がすべての仕事に責任を負うことは非民主的であると捉えている。彼によれば民衆が大統領を選出した以上、大統領が政治を行うべきであり、首相が実権を握ることは非民主的であると批判しているのである。

1904年の『独立精神』においては、民主政治が一番いい政治体制であるとしつつも、現状においては漸進的な変化が望ましとして、立憲君主政の導入を暗示するような記述を残した。それとは反対に、1948年の憲法制定において彼は民主政治だと考えた大統領制の導入を頑なに主張した理由はなぜであろうか。この変化の原因として筆者は①国王の不在と②民主政体の確立が韓国の自明のものとなされた40年間の韓国の時代状況の変化、によるものだと考える。

『独立精神』が書かれた1904年当時においては、国王の存在が自明であっただけでなく、政治体制としても立憲君主政治ではなく、国王が強力な権限を握る専制政治に近い状態であった。当然人々が政治指導者を直接選出する（彼が考えていた）民主政治に移行することは当時の時代状況を踏まえて現実的に難しいので、国王の存在を認めつつその権力行使を制限する憲法政治（立憲君主政治）への移行がベストだと考えていた。1890年末に当時の国王であった高宗を廃位させ、朴永孝を大統領に樹立させようとしたという疑惑だけで独立協会と啓蒙知識人たちが解散、迫害された事実を照らしてみると、李承晩の記述はこうした時代状況に基づいたものだとと言える。

しかし、1910年の韓国併合以降、事情は大きく変わるようになる。併合以降においてもかつ

での朝鮮の王族は王公族として日本の皇族に準ずる待遇を受けられたが、その代わりに国政に関する権限はすべて日本の朝鮮総督に委ねることになる。王政が廃止されるに伴い、民衆の彼らに対する支持は徐々になくなり始まる。1919年の大韓民国臨時政府やフィラデルフィア大韓人総代表大会の両方とも政治形態として立憲君主政体が取らなかった背景は、時を経るにつれての王室への忠誠心の低下があった。

1948年6月7日の記者会見で彼は「わが国ではそういった（君主国の）制度や観念はすでになくなり、40年前に民主政体を樹立することを世界に公表した以上、われわれは民主政体としての民主政治を実現すべきである。」と述べたが、40年前と比べ、1948年においては民主主義政治体制への移行が自明なものとなっているので、わざわざ立憲君主政体の政治制度と李承晩がみなした議院内閣制に採用する必要はないと考えていたことが見て取れる。

また、先述した6月7日記者会見における李承晩の発言は、儒教の「一君万民」思想から影響を受けたものであると考えられる。日本の政治学者である原武史は、「一君万民」思想を「一人の君主以外のすべての身分は平等で等しく君主の統治に置かれ、中間団体を排除して民との直接疎通をはかる思想」<sup>11)</sup>であると定義している。李承晩は一君万民という言葉を直接用いてはいないが、議会や政党などの中間組織ではなく、国民と直接疎通して信任・責任を負うことを好む発言をしたことを踏まえると、彼の民主主義思想の特徴は議会民主主義・政党民主主義ではなく、伝統的な「一君万民」思想に近いことが見て取れる。

6月7日の記者会見の内容と40年前以上に彼が書いた『独立精神』における政体区別との内容を比較すると政体認識に関して彼は次のように変化したのではないかと考える。大統領の権限の有無を問わず、大統領が存在していた国をすべて民主政と捉えた40年以上前の『独立精神』と比べ、40年後においては大統領の存在だけでなく権限の有無までを考え、大統領を象徴的な存在に置いて首相が全権を握る議院内閣制も非民主的だととらえていることである。その点は40年前では曖昧であった大統領制の特徴を明確に認識しているものだと見て取れる。それと同時に議院内閣制を「かつての君主政を取った国がいきなり王の制度をなくせない関係で使用した制度」と主張した点を踏まえると、同政治制度はかつて彼が分けていた専制政治と民主政治の中間にある立憲政治であり、彼が『独立精神』を著述し、王朝が依然として残っていた40年以上前ならまたしも既に国王が不在で民主共和国を標榜した1948年当時の韓国においては時代遅れであるだけでなく、現状にも合わないのではないかと考えていたのではないかと考える。

しかし、李承晩の政治体制認識は以下の問題点を内在していた。それは大統領制に対するこだわりのために同制度の内在する問題点の改善、是正策を周囲に十分に説明せずに大統領制の導入を頑なに主張したことである。周知のように大統領制の特徴は、議会からの信任ではなく、国民による直接信任によるため、当然議会の多数党と行政府の長の所属政党が異なる分割政府が起こりうる。分割政府が起こった場合は政策に関する議会の政府の意見の食い違いにより、国政運営が困難になる場合が多い。1948年に独立したばかりで国政運営のために様々な制度設定や改革が必要な韓国にとってこうした分割政府による国政の困難は大きな混乱を招きかねない。1948



年の憲法制定当時、憲法学者の兪鎮午<sup>12)</sup>(1906-1987)が大統領制ではなく、議院内閣制を主張した背景としては、分割政府に伴う国政運営の困難を懸念したからであった。大統領制には以下のような問題点が当時からも懸念されていたにもかかわらず李承晩は、その問題点への解決策、是正策を十分に説明せず、「もし大統領制を採用しないなら、自身は政府には参加しない」<sup>13)</sup>と述べて大統領制の導入を頑なに主張している。1948年の憲法制定において李承晩の主張通りに大統領制が導入されたが、後述する李承晩の否定的な政党認識も相まって政府を支持する議会内の多数派形成は行われず、国政運営に関して常に混乱が生じていた<sup>14)</sup>。同問題が解決されるのは、与党である自由党が議会で多数を取った1954年以降である。しかし、先述した大統領制の制度上の問題にも関わらず李承晩は大統領制にこだわり続け、大統領制に内在する問題の本質は回避する姿勢を取り続ける。

むろん先述した問題は、大統領制それ自体の問題であり、それを李承晩の政治体制認識の限界と結論付けるのは言い過ぎかもしれない。しかし、大統領制に関する周囲からの懸念が当時から既にあったにもかかわらず、そういった懸念を意図的に無視し「議院内閣制は君主国の制度で大統領制こそが民主主義制度だ」という単純かつ偏狭な二分法に基づいて同制度の導入を頑なに主張したことは、政治体制認識と政治制度に関して柔軟な思考を欠けていたと言わざるを得ない。

また、大統領制を進める際の強引なやり方にも問題があった。その代表例が朝鮮戦争の最中である1952年7月に彼が取った行動である。1952年1月に彼が提出した大統領直接選挙を骨子とする憲法改正案が議会において否決される。それに反発して李承晩は官制動員と国会議員を弾圧して1952年7月に強制的に憲法改正を行わせたが、その行動の際に彼は「国民のため」という言葉で自らの行動を正当化した。大衆動員と公権力を通じて一回決定した議会決議を強制的に覆し、十分な討論の時間もなく改正させたことは、議会民主主義と熟議民主主義を大きく損なわせた行動であった。

大統領制への過度のこだわりのために同制度に内在する問題点を十分に認知せず（もしくは意図的に無視し）、1954年までの国政運営に関する混乱をもたらしたことは、李承晩の政治体制認識の特徴であり、かつ限界であったともいえる。

## 6-2 李承晩の民意観

李承晩の民主主義観のさらなる特徴が民意の重視である。彼が民意という言葉を頻繁に用いるようになるのは、日本の植民地支配が終わり、アメリカから帰国した1945年以降である。1946年1月28日の記者会見においては、「民主主義国家においては、正当な大衆の意見が総意として表明されるのであり、その総意には皆が従わなければならない」<sup>15)</sup>と述べて民意を重視する考えを示している。また、1947年9月1日の記者会見においては「総選挙をいち早く実施し、民意で政権を回復して国際上言論権を持ち、民生と国計のように切迫した問題を我々の知能と能力で解決することを望む」<sup>16)</sup>と述べている。さらに韓国が建国される直前の1948年7月22日の記者会見では、「ただこれは国権を回復して新たに政府を政府であるので、ただ民意に従って建てる

べきだ<sup>17)</sup>として民意の重要性を強調している。

こうした李承晩の民意の重視は、儒教の天命思想から影響を受けたと考えられる。儒教においては、天を代理して政治を行う帝王が仮に民衆の意思に逆らった政治を行うと天の意思によってその帝王は放伐されると述べている。すなわち、民意は天意であり、民意に沿った政治を行うべきだと儒教は説いており、そうした天命思想は『論語』や『孟子』など儒教の様々な経典で記されている。大統領就任後も彼は自らの政治の正統性の根拠を議会の多数派や政党といった中間団体ではなく、国民の直接の支持に依拠して議会や野党などと対立したこと、1960年の反政府デモの際に「国民が望むなら下野する」と述べて大統領を辞任したことを踏まえると、李承晩の政治思想は儒教の天命思想の影響を受けたと言える。

このように李承晩は、民意という概念を頻繁に用いていたわけであるが、李承晩は民意をどのように捉えていたのであろうか。

李承晩が政治の際に取った行動を見ると彼の民意はジョン・スチュアート・ミルの民意とは違うように考えられる。すなわち、ミルは、民意というのは最初から一枚岩だとは認識せず、多様な意見があることを前提とし、意見の自由な討論などを通じての予定調和のものだとみなしている。その主張の背景には、「たとえ多数派の意見であろうともそれが正しくて少数派の意見が間違っているとは限らず、仮に多数派の意見が正しいとしても反論に応じて話し合いを行うことで意見の不備を補いあうことができる」という認識に基づいていた。ミルの理論の前提となるのは、自由な討論と少数派の意見に対する寛大さである。しかし、実際の李承晩は民意というものは自由な討論を通じて得られるものではなく、公益という先験的（最初から存在するもの）なもので問題はそれを国民がいかに把握するかとみなしており、少数派の意見（主に李承晩と反対する意見を持つ人）というのはそうした公益に対して私益を優先するものとして排除するという姿勢を取っていた。したがって李承晩が述べる民意とミルのそれとは違うものだと考える。

李承晩の民意観がミルとは違うとすれば、どのような性格であったのだろうか。そこで参考になるのが李承晩の政治思想を通時的に分析したキム・ハクジェ（2013）の研究である。キム・ハクジェは、李承晩の主張から鑑みて彼の民意観はルソーの一般意志に近いとしている<sup>18)</sup>。すなわち、「個々の利害から離れて国の利益ために団結すべきであり、そういった国民の総意こそが民意で自身はそうした民意を尊重する」という李承晩の主張は、ルソーの一般意志に近いとしている。

キム・ハクジェの主張のように、筆者自身も言説での李承晩の主張自体はルソーの一般意志に近いと考える。しかし、実践としての民意が果たしてルソーの一般意志に近いかは議論の余地があると考えられる。周知のように、ルソーは人民の総意で共通善を一般意志と定義していたが、ではその一般意志をどのようにかはかる（求める）方法は何かについては明確な記述を残していない。ルソーは自らの著書である『社会契約論』で一般意志の示され方は多数決であるかのような記述を残したが<sup>19)</sup>、多数決の結果がそのまま一般意志を意味するかは今でも学者間で意見が分かれている。また、ルソーは、「徒党、部分的団体が作られたなら、それらの団体の意志は特殊なもの

でもはや一般意志は存在せず、優勢を占めるのは特殊意見に過ぎない。一般意志が表明される条件は国家のうちに部分的社会が存在せず、人々が自分自身の意見を言うことだ<sup>20)</sup>としている。彼によれば、一般意志の条件として①単一の意志の構築を妨害する中間団体の不在②人民の十分な判断能力、の2つが必要だとしている。

ルソーは、一般意志の条件を付けていたのであるが、李承晩の実際の政策はどうであったのだろうか。李承晩が実際に取った行動を見ると、実践での民意は一般意志とは言えないのではないかと考える。詳しいことは後述するが、李承晩はルソーが主張したようにすべての中間団体を否定したりせず、大統領就任後である1951年に自らを支持する勢力を集めて自由党という政党を作り上げている。そして自らの主張と政党を支持する多数派の意見を民意とみなし、反対派を弾圧する手段として用いていた。自らの主張と政党に支持する勢力の利益のみを代弁し、反対勢力の声を弾圧するこうした李承晩の行動とルソーの記述を照らしてみると、李承晩が用いている民意は、一般意志というよりむしろ特殊意志に近いようにも見える。すなわち、主張においては、国民の総意を民意としつつも実際の政策では自分自身も政党を組んで野党を意図的に弾圧したことなどを踏まえると、李承晩の民意観は理論上ではルソーの一般意志に近いかもしれないが実践上においては特殊意志の要素も含まれているのではないかと考える。

しかし、彼の民意の重視には以下の問題点が存在していた。それは少数派の自由と権利の保護の軽視である。民意というのは決して一枚岩ではなく、すべての人が同じ意見を持つことはむしろレアケースである。当然ある議案について意見が分かれることが多いが、意見の分裂の際に生じる少数派の権利保護をどう行うべきなのかというのは自由民主主義にとって重要である。特に同問題は多数派の意見で少数派の自由と権利を抑圧できるのかという問題にも直結するので重要になってくる。実際に19世紀の西洋においては、ジェームズ・マディソン(1751-1836)、アレクシス・トクビル(1805-1859)、ジョン・スチュワート・ミル(1806-1873)などの思想家が多数派の専制に対し、少数派の権利と自由をどう守るかを懸念し続けている。そしてその問題を改善するためにジェームズ・マディソンは、著書『ザ・フェデラリスト』において厳格な三権分立と連邦制を、トクビルは『アメリカンデモクラシー』において自発的な自治や結社などといった自立した中間団体を、ミルは『自由論』や『代議制統治論』で複数投票制(後に主張を撤回)と比例代表制の導入を提言している。

それと比べて青年期から老年期にかけて李承晩は、著書や新聞記事などで個人の自由の重視についていくつか発言しているが、個人の自由を保障する上で必要不可欠な少数派の権利保護についての提言は全く行っていない。ただ、「民意にはすべて従う必要がある」としてあくまで民意が一枚岩であるとしている。彼は国民という集合体の意見には重視していたが、その国民という集合体の中に込められている意見の多様性によって生じる多数派の専制の問題に関しては問題関心を示さなかったのである。

むしろ多数派の専制と少数派の問題は、自由民主主義を採用している国において今日にも続いているものであり、李承晩独特の問題ではない。しかし、今日自由民主主義を採用している諸国

においては同問題をカバーする方法として公正な選挙と言論の自由、草の根活動といった自由な活動や自由に議論しあう開かれた公共空間が保障されている。それと比べて大統領就任後李承晩は、不正選挙と、野党のメディアとその集会を規制するなどしている。民主主義諸国においては、少数派の意見を完全に反映することはできないまでも意見を表出する自由自体は保障されているわけだが、李承晩はそうした少数派の意見の表出自体を制限したのである。李承晩がそうした行動を取った背景には、当時の国内的制約があったかもしれないが、ちゃんとした説明や理由付けもせずに野党からの公正な選挙と言論、集会の自由の要請を無視し続けたことは彼の問題点であったと言わざるを得ない。

李承晩の民主主義思想は彼が大統領に就任した後も続いていく。彼は議会を迂回し国民との直接疎通を図るやり方や数の論理で自分に反対する議会内の少数派を抑圧する方法を取っていたが、その際に自らの行動を正当化させるものとして彼が頻繁に用いたのは民意という言葉であった。同行動は民主主義に対する先述した彼の考えによるものであった。

民意を強調するとしつつも少数派の意見を尊重を軽視する彼の思想は大統領就任後に彼が行った野党弾圧にも繋がった。大統領就任後彼は、大統領選挙（第1回目を除く）や国会議員の選挙の際に国民による直接選挙と競争の野党の政治参加を認めて民意を直接汲み取る制度を採用した。その反面彼は、選挙の際に本来中立であるべきはずの警察などの公権力を動員して野党の選挙活動を妨害すると同時に得票操作などの不正選挙を行って与党に有利なようにした<sup>21)</sup>。それに対して野党は、与党と比べると公権力と広範な大衆組織を持たなかったので、選挙の際に常に苦戦を強いられた<sup>22)</sup>。そして選挙で勝つと李承晩はこれが民意だとしてますます野党を露骨に無視する態度を取り続ける。彼は反対派の政治参加を容認する参加の平等の考えは持っていたが、選挙の際に与野党が同じ土俵で平等で公平に競い合う機会の平等を実現するためには具体的にどうすればいいのかの考えは欠けていたのである。

民意の強調と少数派の意見の圧迫は彼の民主主義観の特徴であり、限界でもあったのではないかと考える。

### 6-3 李承晩の政党・団体認識

政治体制などといった民主主義思想に関して、青年期から多くの記述を残していたのとは違い、政党に関する李承晩の記述は、青年期の著述では見られない。政党に関する李承晩の見解が表れているのは、1924年4月23日号の『東亜日報』の「自由と団結」というタイトルのコラムにおいてである。彼は同コラムで次のように述べている。

紛争を捨てて合同し、党派を排して統一を起こそう。私一人を犠牲にしてみんなが生きるようにしよう。個人の栄光と権利を犠牲にして民族全体の福利をはかろう。これが韓族（ママ）が生きる方法であり、韓族が生きてこそ韓人（ママ）が生きることが可能になるのである。省略。共産党や社会党などの名義で意見を乱立したりせず、自由を目的として韓族党

(ママ) を起こそう。今日の我々にとって一番必要なのは、自由である。自由さえあれば何でも私たちが望むことができるが、自由がなければ、何もできない。したがって世界主義(ママ) が仮にものだとしても我々にとっては民族の生存が一番の急務である<sup>23)</sup>。

日本の植民地支配下に置かれている現状において、考えの違いなどによって別の政党を立ててお互い分裂するよりもまずは団結することが必要であると述べている。

李承晩の否定的な政党認識は、1941年に米国で出版した『日本その仮面の実態』(英語名: Japan inside out) という著書においても現れている。日本の侵略的性格を暴露して米国に注意を促す目的として著述した同著は、当時米国に蔓延しつつあった反戦主義的な考えに釘を指すと同時に政党に対しても次のように批判している。

相互反対に活動する政党もまた同じ理論の基礎を置いているのである。簡単にいえば、政党は国民全体のために働くという共同の目標をもってお互い一致する行動をしているわけではない。それとは反対に政党は、そのまま放置すれば民主主義を転覆し、独裁政権を形成するかもしれない集団権力やもしくは州の権力を弱体化させるための反対目的として使用しているのである<sup>24)</sup>。

国民全体のために働くというのが政党の本来の目的であるにも関わらず、互いに党派的な争いに明け暮れているとして政党の存在を批判している。

このような李承晩の否定的な政党認識は、先人の啓蒙思想家の影響ではなく、彼独特のものであると考えられる。例えば、青年期の李承晩の思想形成に大きな影響を与えた兪吉濬(1856-1914)は、1895年の『西遊見聞』という著書において西欧の政党の歴史と性格について「かつての西洋の歴史においては、最初は私的な欲望により徒党を組み、互いに誹謗中傷する程度に留まっていたが、人々が開明されるにつれてそういった性格は徐々になくなった<sup>25)</sup>」として時代を経るにつれて政党の性格が変化したと述べている。そして政党に関して兪吉濬は「党に所属されている人は力を合わせて正しい物は採択して誤ったものは是正して党からの公的な意見をなさなければならず、他の党から誤りを指摘された場合は指摘された過りを是正しなければならない<sup>26)</sup>」としている。また、政党が拮抗することは「互いに公平な方法を使い、お互い牽制する力を持ち権勢家(ママ)の横暴を防ぐことになるので、それは国家と国民にとって望ましいことである<sup>27)</sup>」とも述べて違う意見を持ってお互い牽制、競争しあうことを肯定的に捉えている。「政党は私的な利益ではなく、公的な利益に基づいて行動しなければならない」という点に関して兪吉濬と李承晩は同じである。しかし、兪吉濬は政党それ自体や複数の政党間の競争や牽制を公益の観点から肯定的に捉えたのに比べ、李承晩はすべての主義主張を捨て、すべての団体は一つにまとまらなければならないとして政党と複数の政党間の競争を否定的に捉えている。また、朝鮮時代末期の政治家であり、啓蒙思想家である朴泳孝が1888年に国王に提出した『建白書』にお

いても国体と関係がないかつての四色党派<sup>28)</sup>と国体と関係する当時の開化党、守旧党とを区別し、前者が朋党であるのに比べ、後者は近代的な意味での政党だとしてその存在を肯定的に捉えている<sup>29)</sup>。

後の李承晩の政敵となる趙炳玉（1894-1960）など、李承晩の後の世代の人たちも政党の存在それ自体を自明でかつ民主主義を実現する上で不可欠のものだと見ており、李承晩のように露骨に政党を敵対、軽視していたわけではなかった。これらの点を踏まえると李承晩の否定的な政党認識は、前の世代や後の世代の影響ではなく、彼独特のものであったと言える。

政党に対する李承晩の否定的な考えは1945年の帰国後も続くようになる。その代表例として彼が中心となって作った組織である独立促成中央協議会が挙げられる。李承晩を会長として1945年10月23日に組織された同団体は、韓国民民主党や朝鮮国民党といった右派だけでなく、朝鮮共産党といった左派も参加する左右両方を包括した組織であった。同組織が成立されてから約2週間後である1945年11月7日に李承晩は、「中央協議会は政党でも政府の代表でもなく、臨時政府が承認を受け、国権を回復するまで国権回復のために各政党が大同団結してひとつに集まった団体」<sup>30)</sup>だと述べて独立促成中央協議会は政党とは違うものであるとして両者をはっきりと区別している。

政党の役割は単なる政権獲得ではなく、国家と国民のための公共の利益を追求することが真の役割だとみなす李承晩の考えはその後も続いていく。1945年11月26日においては、「政党は小利を捨て、大同団結してすべての党派を超越して民衆に統一の率先垂範（ママ）を行うべきである」<sup>31)</sup>と述べて解放後間もない現在においては、政党による争いよりも党派を超越した団結がより重要であると述べている。

このように帰国後李承晩は政党に否定的な見解を表明し続けたが、解放後から政府樹立までの政党に対する李承晩の考えが最も顕著に表れているのが、1945年12月10日に行われた談話である。同談話において彼は政党について次のように述べている。

本来政党というものは政争をする団体であるが、戦争時や非常時においては主義主張を捨てて統一すべきである。私たちが今日に置かれている状況もまた政争を捨てて統一すべきである時期である。政争をしていれば、他人は私たちが分裂しているように見えるので、私たちの要求を聞いてくれるはずがない。また、政党が民意を代表していないから独立を承認できないという口実を防ぐためにも政党の主義主張を捨てるべきである。わたしたちが政党色を捨て、唯一の目的である独立を主張してこそ初めて目的を達成できるのである<sup>32)</sup>。

解放後間もなく、政府樹立準備など様々な課題が山積みである現状においては、個別の主義主張を立てて対立するよりも団結して時局を乗り越える方が重要であると述べている。

政党間の対立よりもまずは互いに団結して時局を乗り越えるべきだという考えは翌年の1946年以降においても続いていく。1947年11月7日の談話においては、「政党と党派的思想を放棄す

べきである」<sup>33)</sup>と述べると同時に翌年の1948年5月22日の談話では、「政党や波党や地方熱などの思想を一切放棄すべきである」<sup>34)</sup>として地方を分裂させる行為は控えるべきだと警告している。また、2カ月後の1948年7月22日の記者会見においては、「政党や波党主義を超越して政府を樹立すべきである」<sup>35)</sup>と述べると同時にその一週間後の7月30日には、「いま民意を反映すべきであることは必ずしも政党政治を行うべきということにはならない」<sup>36)</sup>と述べている<sup>37)</sup>。

大統領就任後彼は、政党を含めたすべての政治団体を私利私欲のために動く波党だとみなし、1951年の自由党結党後も同党を自身のコントロール下に置こうとしただけでなく、私利私欲ではなく国家のために行動すべきだという美名のもので労働組合や農民組合、青年団体を統合させ、自らの影響下に置く上からのコーポラティズム政治<sup>38)</sup>を行ったが、同行動は政党などの政治団体を私利私欲の波党だという従来の認識に基づいたものであった。

こうした李承晩の否定的な政党及び中間団体認識は、彼が長年暮らしたアメリカにおける伝統的な政治的多元主義の考えや社会と相反するものである。周知のように、アメリカにおいては、政党だけでなく政治的マシーンといった様々な中間団体が自由に活動を行い、かつ互いに競争している。また、アメリカでは利害の多様性を容認し、そうした諸利害の対立に伴う予定調和（利害の調整）を理想とする多元主義の考えが強く根付いている。アメリカに長年住んでいたのにも関わらず、李承晩が政党及び中間団体に否定的な認識を持っていたことは、アメリカの多元主義的な側面に懐疑的な考えを示していたことを示すものである。その最たる証拠が先述した『日本その仮面の実態』における記述である。アメリカの大統領制を選好しつつもアメリカの多元主義の考えには懐疑的であったことを踏まえると、李承晩はアメリカの政治制度や思想をそのまま鵜呑みにしていたわけではなく取捨選択をしていたことが見て取れる。

しかし、そういった彼の政党観は後の韓国政治に負の影響を与えることになる。領土と人口などの問題により、すべての人々が同じ場所に集まり、意見の交換を行う直接民主主義は現実的に難しい関係上、自らの代表を議会に送る間接民主主義が不可欠である。しかし、人々の意見は多種多様であるので、当然彼らの意見を組み入れて媒介し反映する政党などの政治団体が必要となる。また、アメリカやイギリスの事例のように、国家から自立した中間団体の存在は、国家からの干渉や圧力からの防波堤となり、自由な意見表出をするうえで必要不可欠である。それにも関わらず、李承晩はそうした政党や中間団体の役割を看過している。

民意の表出というのは、決して数年に1回に行われる選挙だけではない。また、常に最初から一枚岩として存在するものでもなく、多様であることを最初から想定する必要がある。市民運動など日々の住民の請願活動も民意の表出に含まれる。そして選挙では汲み取ることができなかった下からの多様な意見を反映させる役割を担っているのが圧力団体などの様々な中間団体である。そうした圧力団体など様々な集団のロビー活動等を通じて国会の本会議や委員会などで様々な事案が提出され、実際の審議過程で多様な意見がぶつかり合い妥協する形で、意見の調和が行われるのである。李承晩は、ルソーと同じように民意というのは予め存在するかのように認識していたが、実際においては様々なケースが存在する。

政党の役割は人々の意見を媒介することだけではない。例えば政治学者の杉田敦は、政党、そして代表は民意の形成を助ける役割も担っているとしている<sup>39)</sup>。彼によれば、代表される側に確固とした民意があるわけではなく、むしろ分裂され、曖昧である場合が多いとしている。そのとき、代表間や政党間で論戦していることを人々が見ることで何が争点なのかが明確に認識され、身近な人と議論されたりして自分の意見を形作っていくことができるとしている<sup>40)</sup>。すなわち、杉田敦は代表や政党はメッセンジャーとしての役割だけでなく、人々の意見の形成を助けるサポーターの役割も担っているとしているのである。実際、現実の政治において代表や政党が様々な政治争点を人々に提供していることを踏まえると杉田敦の主張は妥当だと考える。こうした政党の役割を看過していたのである。

むろん、李承晩が主張した当時の時代状況及び時代的な課題を見ずに彼の主張だけを注目してその問題点を論じるのはあまりにも断片的な分析である。例えば李承晩が政党に対する否定的な認識をはじめて標榜したのは日本の植民地期であるが、その背景には、独立の方向性やイデオロギー対立（特に民族主義者と社会主義者との間で）によって独立運動勢力が互いに分裂していた当時の時代状況に基づいていた。当時の状況を踏まえてみると、政党や主義主張を超えて独立の達成のために互いに団結すべきだという李承晩の主張はむしろ当然ともいえる。また、政党に対して否定的な考えを1948年以後も持ち続けていたのは、1948年当時の南北分断とも関係する。すなわち、北朝鮮という敵が存在する現状においては、政党や中間団体を組織して互いの意見を主張して対立するよりもまずは、互いに団結して北朝鮮に対抗することが重要であったのである。実際彼は、記者会見や談話において国難の打開のための団結を繰り返して述べている。彼の主張の問題点は当時の時代状況及び課題に踏まえてみると、仕方がなかったとも解釈できる。

しかし、軍事反乱など国家存立の危機の際に李承晩が実際に取った行動を見ると、当時の時代状況や課題という観点では擁護できないものが多い。その代表例として挙げられるのが1948年10月に起こった軍事反乱である麗水・順天事件の際の李承晩の対応である。反乱の発生後、李承晩と対立関係にあった韓国民民主党は、民心を一新させるために政府は責任をもって強力な挙国内閣を実施すべきであると主張する<sup>41)</sup>。しかし、それに対して李承晩は、「憲法の原則上内閣が倒閣すれば大統領も退かなければならないので、大統領が安定して任期を務めることはできない。内閣の改造云々の話よりも北が挑発行為を続ける最中において国会と政府はお互い団結して諸問題を解決すべきである」<sup>42)</sup>という考えを披露し韓国民民主党の主張を一蹴する。「私利私欲を超えて公益のために団結すべきだ」という李承晩の従来主張であるなら、韓国民民主党が主張したように挙国内閣を実施するほうが理に適っている。実際、アメリカのリンカーン政権やイギリスの第2次アスキス内閣とロイド・ジョージ内閣、マクドナルド内閣、チャーチル内閣、ドイツのシュトレゼマン内閣など、他国においては戦争や恐慌などの国家危機の際には、異なる政党が従来主義、主張に伴う対立を捨てて政府に参加して協力することが多い。それにも関わらず李承晩は、実際の国家存亡の危機の際にも憲法を口実に当時の国内の最大勢力であった韓国民民主党との協力を拒むという従来彼の主張と矛盾するような行動を取ったのである。また、1950年



に朝鮮戦争が起こった際も最大野党である民主国民党<sup>43)</sup>と協力せずに対立を繰り返してかえって国内を混乱させる行動も取っている。戦争など国家存亡の危機の際に従来の発言と矛盾するような行動を李承晩が取って、かえって国内の混乱を助長させたことを踏まえると、当時の国内混乱の責任は李承晩自身にもあるものであり、当時の時代状況だけで李承晩の政党認識の限界を擁護することはできない。

さらに問題は、そうした政党や中間団体批判が国民の団結や公益の実現だけではなく、政敵の排除と弾圧とも結びついたことである。その顕著な例が1951年の自由党の結成と野党批判である。彼は1951年に与党である自由党を結黨するが、結黨の際に自分の政党こそが農民や労働者のための政党だとして、当時の野党であった民主国民党は資本家のための政党だとして蔑む発言<sup>44)</sup>を行って露骨的に野党を牽制する。

李承晩の野党批判は単に言説のみにとどまらず、実際の選挙にも繋がるようになる。彼は選挙の際にも警察や上からのコーポラティズム政策によって結成された政治団体を用いて官制デモを行わせて野党を批判すると同時に与党を支援させる。すなわち、自分自身の政党こそが真の公益を実現させる政党であり、野党は私利私欲のための政党だとして弾圧するダブルスタンダードの態度を取り続けたのである。こうした李承晩のやり方は、彼の主張通りであるなら本来中立であるべき政治団体を用いて野党を弾圧させた点で、従来の彼の主張と一見矛盾するようにも見える。

李承晩の主張と韓国民主党からの挙国一致内閣提案の拒否と選挙の際に管制団体を用いた野党弾圧といった彼が行った実際の政策とを照らしてみると、李承晩は、国家利益と一致団結について、次のことを考えたと思われる。国家の利益と李承晩政権の持続が一体視され、民意を代表する李承晩自身による野党弾圧は国家利益の増進と全く矛盾しないということである。すなわち、あくまで李承晩自身を中心として団結すべきであり、そうした李承晩自身の意思に反して自らに歯向かう野党は団結を乱す存在であり、野党弾圧は国家利益から見て当然だとみなしたということである。

筆者の推測を裏付ける研究がヤン・スンテ、チョン・ジェホ（2007）の研究と先述したキム・ハクジェの研究である。例えば、ヤン・スンテ、チョン・ジェホは、李承晩の自由主義について分析し、李承晩は個人の自由よりも国家の自由を優先する特徴を持っていたとしている<sup>45)</sup>。キム・ハクジェは、李承晩の言説を踏まえてみると、李承晩は単に民意に従う存在ではなく、自ら人々を正しい民意に導かせるいわば自らを一般意志の具現者ともみなしていたとしている<sup>46)</sup>。民意のところでも述べたように彼が実際に行ったことが本当に一般意志であるかは疑問である。しかし、李承晩は個人よりも国家の自由を優先したことと自らを正しい民意の導き手だとみなしたというヤン・スンテ、チョン・ジェホ、キム・ハクジェの指摘を踏まえてみると、李承晩は次のように考えたのではないかと考える。李承晩は、自らを公益の実現者とみなし、野党政治家や野党、反政府メディアなど自分に反対するものは私益を追求し、公益の実現に反するものという二分法の考えを持っていたのではないかと考える。

そういった彼のやり方は、市民社会の成熟に必要な国家に対して自立した中間団体の成長を妨

げ、政府の翼賛機構へと転落することへとつながった。

### 終わりに

従来の先行研究と比べて本稿で新たに述べたことは以下の3つである。

まず、李承晩の政治体制認識である。大統領が存在するすべての国を大統領制でかつ民主政治とみなしていたことは既に他の先行研究でも指摘されている。こうした従来の先行研究から一歩踏み込んで筆者は、彼の政治体制認識は実際の各国の政治とはかけ離れたものであったということとを新たに指摘した。

次に李承晩の発言を踏まえて彼と儒教との関係について述べた。20歳まで儒学を勉強した彼の経歴上、彼の著書と記事、談話を踏まえると儒教（一君万民思想、天命思想）思想の影響と考えられる記述が多く確認できるとした。しかし、出典を明記せず、あくまで表面的な記述にとどまっていて儒教の内容を前面に持ち出していないのでそれを実証することは困難である。

最後に李承晩の思想形成におけるアメリカの影響について述べた。アメリカの大統領制を選好しつつもアメリカの多元主義の考えには懐疑的であった彼の主張を踏まえると、李承晩はアメリカの政治制度や思想をそのまま鵜呑みにしていたわけではなく取捨選択をしていたと結論付けた。

そして本稿では、自由民主主義の観点から李承晩の民主主義思想の欠点について述べた。同目的を踏まえ本稿では、彼の民主主義思想は、①大統領のこだわりのために同制度に内在する問題点を軽視すると同時に熟議民主主義を無視して同制度の導入を強引に推し進めたこと、②民意を一枚岩とみなして少数派の自由と権利保護を軽視すると同時に多数派の専制をもたらしたこと、③政党の役割を否定的にのみ評価して肯定的な側面を無視したこと、という3つの限界を持っていると述べた。そして同思想は大統領就任後の国政運営に関する混乱、彼が大統領就任後に行った民意と数の論理による少数派の意見の圧迫と自立した政治団体の排除へとつながったと延べた。李承晩の民主主義思想の特徴を踏まえてみると、彼の思想は自由主義の側面が欠如した非自由主義的民主主義的なものであることが見て取れる。それは李承晩の民主主義思想の特徴は自由民主主義であるという従来の通説とは異なるものである。

それでは大統領就任後李承晩は自らの政治思想の実現に向けて具体的にどのように行動したのか。また、李承晩の政治思想は大統領就任後どのような点が温存し、どの点に変化したのか。以下の2点を明らかにすることを今後の課題にしたい。

## 注

- 1) 李承晩著、ユ・ヨンイク訳、『わかりやすく書いた独立精神』、青メディア、2008年、124頁。(原語韓国語)なお、兪吉濬と李承晩の政治外交思想を比較したキム・ジへは、政治体制を専制政治と立憲君主政治と民主政治を区別した『独立精神』の記述は、兪吉濬が書いた『西遊見聞』と全く同じであると指摘している。兪吉濬は、『西遊見聞』において世界の政治体制を君主が命令する圧制政体と君民共治の立憲政体と主権在民の原則のもと人々が大統領を選出して政治を行う合衆政体の3つを分類している。李承晩は立憲君主政治を専制政治とも民主政治とも区別し、同政治体制を両者の中間型の政治であると認識していたが、それは兪吉濬の考えの影響を受けたのである。他方、キム・ジへは、李承晩の政治思想をと兪吉濬と比較し、専制政治と立憲君主政治、民主政治に分ける李承晩の政治体制認識自体は兪吉濬の『西遊見物』の記述と全く同じであるとしつつ、3つの政治体制のなかで民主政治を一番優れた政治体制だと捉えた李承晩の考えは、民の無知蒙昧の關係上民主政治を否定的に捉えて立憲君主政治が最適だとみなした兪吉濬とは違うものであり、彼独特のものであると指摘している。キム・ジへ、「『独立精神』に表れた李承晩の大韓独立方案研究」、成均館大学大学院修士学位論文、2005年、24-26頁。(原語韓国語)
- 2) 李承晩著、ユ・ヨンイク訳、前掲書、2008年、166-168頁。なお、民主政治が一番いい政治体制であるとしつつも、漸進的な変化が望ましいとした理由としては当時朝鮮王朝の政治状況も関係する。1896年に発足し、李承晩も深くかかわった独立協会は、議会設置などを通じて民権の拡張を試みるが、当時の国王であった高宗の弾圧により頓挫してしまう。さらに1899年には君主に強い権限を認める「大韓国国制」が發布され、当時の朝鮮王朝は事実上の専制政治へと移行する。ユ・ヨンイクも、李承晩の記述は、国王が歴然として存在する現状においては民主政治よりもまずは立憲政治の方が望ましいという現実認識に基づいていた。
- 3) 李承晩著、ユ・ヨンイク訳、前掲書、2008年、123頁。
- 4) 李承晩著、ユ・ヨンイク訳、前掲書、2008年、122頁。
- 5) 李承晩著、ユ・ヨンイク訳、前掲書、2008年、123頁。
- 6) このように、李承晩の政治体制認識は、実際の世界各国の政治制度とかけ離れているものがあるが、それは後注1で述べた兪吉濬の『西遊見聞』の内容をそのまま踏襲したからではないかと考える。兪吉濬は、立憲政体の代表例としてイギリスとドイツを、合衆政体としてアメリカはフランスを挙げたが、それは後に李承晩が書いた『独立精神』の内容と一致するものであった。
- 7) 李承晩著、ユ・ヨンイク訳、前掲書、2008年、123-124頁。
- 8) 下見隆雄訳、『礼記』、明德出版社、2011年、117-123頁。「大道之行也、天下為公、選賢與能、講信脩睦…今大道既隱、天下為家」
- 9) ただし、大統領の選出方式に関して同決議案においては、大統領に就任後彼が主張していた国民による直接選挙ではなく、国会で選出することが定められていた。フィラデルフィア大韓人総代表大会に採択された内容に関しては、ユ・ヨンイク、『建国大統領李承晩——生涯・思想・業績の新しい照明』、一潮閣、2013年、320頁(原語韓国語)を参照。
- 10) ユ・ヨンイク、『建国大統領李承晩——生涯と思想、業績の新たな照明』、一潮閣、2013年、124-125頁(原語韓国語)から再引用。
- 11) 原武史、『直訴と王権』、朝日新聞社、3-15頁。
- 12) 兪鎮午、『憲法起草回顧録』、一潮閣、1980年、57-58頁。(原語韓国語)
- 13) イ・ジュヨン、『大韓民国の建国過程』、建国理念普及会出版部、2013年、132頁から再引用。
- 14) 李承晩政権初期(1948-1950)の政府と議会の対立による国政混乱に関しては、ソ・ヒギョン、「1948

年制憲国会の「準内閣制的大統領制」の設計と運営の失敗』、『韓国政治研究』第29集第1号、2020年（原語韓国語）の内容を参照。

- 15) 「李承晩、'3千万同胞が進むべき自由独立指針' 表明」、『朝鮮日報』、1946年1月29日。（原語韓国語）
- 16) 「総選挙で政権回復を」、『東亜日報』、1947年9月2日。（原語韓国語）
- 17) 『ソウル新聞』、1948年7月23日。（原語韓国語）
- 18) キム・ハクジェ、「李承晩の一民主義」、高麗大学校大学院修士学位論文、39頁。（原語韓国語）
- 19) ジャン・ジャック・ルソー著、桑原武夫・前川貞次郎訳、『社会契約論』、岩波書店、1954年、149-150頁。
- 20) ジャン・ジャック・ルソー、前掲書、47-48頁。
- 21) 李承晩政権による不正選挙と野党の弾圧については、閔寛植、『韓国政治史 — 李承晩政権の実態』、世界思想社、1967年、の内容を参照。
- 22) 木村幹は、このように制度上では選挙における与野党の政治参加の均等が保障されつつ、広範な資金と官権、人員動員の圧倒的に優位により与党が勝ち続けて権力交代の実現可能性が低い1950年代の韓国政治の特徴を、「政府党」体制だと捉えている。木村幹、「脱植民地化と「政府党」 — 第二次世界大戦後新興独立国の民主化への一試論」、『国際協力論集』9巻1号、2001年6月。
- 23) 「自由と団結」、『東亜日報』、1924年4月23日。（原語韓国語）
- 24) 李承晩著、ユ・ヨンイク訳『日本その仮面の実体』、青メディア、2007年、356頁。（原語韓国語）
- 25) 兪吉濬著、蔡燠訳、『西遊見聞』、大洋書籍、1973年、193頁。（原語韓国語）
- 26) 同上。
- 27) 兪吉濬著、前掲書、1973年、194頁。
- 28) 朱子学の教義の違いによって朝鮮時代中期にできた党派。
- 29) 建白書に現れた朴永孝の政党認識に関しては、ユ・ヨンヨル、「韓国における近代的政体論の変化過程」、『国史館論叢』第103号、2003年、7頁（原語韓国語）を参照。
- 30) 『自由新聞』、1945年11月8日。（原語韓国語）
- 31) 『自由新聞』、1945年11月27日。（原語韓国語）
- 32) 「李博士会見談、中間謀利断乎排撃、救国経済運動展開」、『東亜日報』、1945年12月11日。（原語韓国語）
- 33) 「国権回復が急務」、『京郷新聞』、1947年11月8日。（原語韓国語）
- 34) 「政府樹立が焦急」、1948年7月23日。『京郷新聞』、1947年5月23日。（原語韓国語）
- 35) 『ソウル新聞』、1948年7月23日。（原語韓国語）
- 36) 「総理問題を圍繞、昨日国会大波乱、誰が適任者か、諸公は推薦せよ、李大統領、国会で釈明」、『京郷新聞』、1948年7月31日。（原語韓国語）
- 37) このように李承晩は政党を否定的に認識していたが、その背景となったのは何であろうか。ここで筆者が推測するのは朝鮮王朝時代の歴史の出来事によるものではないかと考える。16世紀の中旬においては、朱子学の教理の解釈の違いにより、嶺南（韓国の慶尙道地域）学派と畿湖（韓国の京畿道と忠清道地域）学派に分かれ、それぞれの学派は中央において東人と西人という政治集団（朋党）になって中央の政界を掌握するためにお互い対立していた。東人と西人の争いはその後いくつかの離合集散を繰り返し、朝鮮時代後期の老論と少論、南人の争いに繋がることになったが、そうした朋党による党争は百姓の生活を顧みずに自らの政権獲得のために明け暮れたとし、それが滅亡へと繋がったとして植民地期の知識人たちは否定的に見ていた。李承晩が政党を否定的に見ていた背景のひとつには政党を朋党と一体とみなしたことにあるのではないかと筆者は考える。

こうした筆者の考えを裏付ける書物が大統領就任後に彼が書いた『一民主義の概述』という著書である。同著においては①生活の向上②身分平等③男女平等④地域差別打破の4つの綱領を掲げているが、朋党による党争が地域差別と縁故主義が国の分裂を助長させたとして否定的に描写している。李承晩、『一民主義概述』、一民主義出版会、1949年。22-23頁。(原語韓国語)

- 38) 上からのコーポラティズムと下からのコーポラティズムとの違いについては、フィリップ・C・シュミッター編、山口定、辻中豊監訳、『現代コーポラティズム (1) 団体統合主義の政治とその理論』、木澤社、1984年を参照。
- 39) 杉田敦、『政治的思考』、岩波新書、2013年、40頁。
- 40) 同上。
- 41) 「挙国内閣実現階段に民心一新で勇断要請」、『東亜日報』、1948年11月9日。(原語韓国語)
- 42) 「時局対策決議第八項「強中内閣」問題化。李大統領と議員間で激論展開」、『朝鮮日報』、1948年11月7日。(原語韓国語)
- 43) 韓国民主党と大韓国民党が合同して1949年にできた政党。
- 44) 「私が立候補できるとは生覚(ママ)しない。民国党と拮抗する新党結成支持」、東亜日報、1951年10月29日。(原語韓国語)
- 45) ヤン・スンテ、チョン・ジェホ、「米軍政期(1945~1948)韓国の自由主義：李承晩の反共的自由主義」、『韓国哲学論集』、2007年、256頁。(原語韓国語)
- 46) キム・ハクジェ、前掲書、40頁。